

国税不服審判所 50th Anniversary

—国税不服審判所は設立 50 周年を迎えます—

国税不服審判所は、令和2年5月1日に設立50周年を迎えます。

国税不服審判所は、昭和45年5月1日、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関として設立され、これまでに26万件以上の審査請求事件を処理してきました。現在、東京（霞が関）の本部のほか、全国に12か所の支部と7か所の支所があります。

国税不服審判所は、設立以来一貫して、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命として、審査請求人と税務署長や国税局長などとの間に立つ公正な立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行っています。

また、先例となるような有用性の高い裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表しています。



国税不服審判所は、国民からの更なる信頼と評価が得られるよう、一層の努力と工夫を積み重ねていきます。

これまでの取組状況や設立50周年記念行事・特集記事などについては、順次国税不服審判所ホームページに掲載しますので、ご覧ください。

国税不服審判所

ホームページアドレス <http://www.kfs.go.jp>

国税不服審判所 設立50周年記念シンポジウム

国税不服審判所設立50周年を記念してシンポジウムを開催します。
シンポジウムは、無料でどなたでもご入場いただけます（申込先着順）。

日 時：令和2年9月28日（月）午後（3時間）

会 場：一橋大学一橋講堂（東京都千代田区一ツ橋2-1-2）

定 員：400名

内 容：国税不服審判所についての基調講演及びパネルディスカッション

※ 申込方法やプログラムなどの詳細は、順次ホームページでお知らせします。

国税不服審判所ホームページは、こちら
(URL：<http://www.kfs.go.jp>)

※ これまでの取組状況や設立50周年記念行事・特集記事、
シンポジウムの詳細などの情報を順次掲載します。



(問合せ先) 国税不服審判所 管理室 TEL：03-3581-4101 (代表)



(設立当時の看板設置の様子)

